

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

## 個人事業税

**Q** : 個人事業で利益が出ると事業税がかかるそうですが、どのような内容なのですか？

**A** : 不動産所得と事業所得が課税対象となります。

### 【解説】

個人事業税は、次の事業が課税対象となり、不動産所得と事業所得が課税対象になります。

- ① 第1種事業・・・飲食店業、不動産貸付業などの商工業で37業種あります。
- ② 第2種事業・・・畜産業、水産業、薪炭製造業
- ③ 第3種事業・・・医業、税理士業などの資格又は届出を要する自由業で30業種あります。

課税標準は、地方税法の特別の定めによるもののほかは、前年度の所得税の課税標準と同じです。

### [税率]

税率は、各都道府県が標準税率と制限税率の間で決めることとなっています。標準税率は次のとおりです。

- ① 第1種事業・・・5%
- ② 第2種事業・・・4%
- ③ 第3種事業・・・5%
- ④ 第3種事業のうち、あんま、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業及び装蹄師業・・・3%  
制限税率は、標準税率の1.1倍です。

通常は、所得税の確定申告書を提出すれば、事業税の申告書の提出があったものとみなされますので、申告書の提出は必要ありません。

